

平成27年度 第1回福岡市障がい者等地域生活支援協議会

2015年7月10日（金）

【事務局】 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから平成27年度第1回福岡市障がい者等地域生活支援協議会を開催いたします。

私は、本協議会の事務局を担当いたします福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課長の竹森です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数20名のところ、現在13名の方がご出席で過半数に達しておりますので、本協議会要綱第5条第2項の規定により本協議会が成立しておりますことを、まずご報告いたします。

また、本日の会議では個人情報等を特に扱いませんので、福岡市情報公開条例に基づき公開としております。よろしくお願いいたします。

次に、会議資料の確認でございます。委員の皆様には事前に送付させていただきましたが、ここで再確認をさせていただきます。事前にお送りしておりますのは、会議次第、会議資料の資料1、資料1別冊、資料2、資料3、資料4、資料5でございます。また、本日新たに配付する資料といたしまして、委員名簿、座席表、委員の皆様の任期が8月で満了いたしますので、改選の手続に関する書類の入った封筒でございます。それともう一つ、福岡市保健福祉総合計画（案）という1枚ものの資料をつけております。もし、不足の書類がございましたら、おっしゃっていただければと思いますが。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議次第についてご説明いたします。お手元の会議次第をごらんください。

この後、2点の議事を行います。議事の一つ目は福岡市が策定する次期保健福祉総合計画に対する意見書について、二つ目は障がい者基幹相談支援センターの事業実績についてでございます。その後、2点の報告を行います。一つ目は移動支援のアンケートについて、二つ目は障害者差別解消法関係でございます。最後に、2点、その他といたしまして、一つ目が平成27年度の協議会のスケジュールについて、二つ目は委員の改選手続についてでございます。

議事に1時間5分程度、報告に25分程度、その他に10分程度を予定しております。

議事に入ります前に、今回、協議会委員が4人交代されていらっしゃいますので、ご紹介

介いたします。

お一人目は、福岡市手をつなぐ育成会より、前任の廣松委員にかわりご就任された下山委員でございます。

【委員】 よろしく願いいたします。

【事務局】 お二人目は、福岡市社会福祉事業団福岡市発達障がい者支援センターのセンター長として、前任の緒方委員にかわりご就任された中満委員でございます。

【委員】 中満です。よろしく願いします。

【事務局】 3人目は、福岡市特別支援学校校長会より、前任の池田委員にかわりご就任された日高委員でございます。

【委員】 日高でございます。どうぞよろしく願いします。

【事務局】 4人目は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部福岡障害者職業センターより、前任の川村委員にかわりご就任されました山本委員でございます。

【委員】 山本と申します。よろしく願いします。

【事務局】 どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本協議会の議長は、要綱第5条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、野口会長、会議の進行をよろしく願いいたします。

【会長】 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

一つ目の議事は、福岡市が策定する次期保健福祉総合計画に対する意見書についてです。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 障がい者在宅支援課施策企画係長の江藤と申します。よろしく願いいたします。

福岡市保健福祉総合計画に対しまして、前回の地域生活支援協議会の後に寄せられましたご意見等を報告申し上げる前に、新しく変わられた委員さんもいらっしゃいますので、障がい者に関する二つの計画の説明と進捗状況等をご報告申し上げます。

まず、今年度策定いたします福岡市保健福祉総合計画には、3月のこの会議でご説明いたしました総論の部分と、今後検討していく各論の部分がございます。総論は、第2編のところになります。それから、各論は、地域福祉分野、高齢者福祉分野、健康・医療分野とともに障がい者福祉分野がございますが、各論は、それぞれの専門分科会もしくは合同分科会の中で審議され策定されることになっております。

障がい者分野であります障がい者計画は、「障害者基本法」という法律に基づくものでございまして、その内容は、生活支援、保健医療、就業の支援、バリアフリー化、また差別の解消や権利擁護、行政サービスにおける配慮など、さまざまな分野別施策の基本的な方向を定める計画として位置づけられております。

なお、昨年度は、「障害者総合支援法」に基づき、もう一つの計画として、今後3年間の障がい福祉サービスの数値目標や量を見込む「第4期福岡市障がい福祉計画」を策定いたしました。この地域生活支援協議会というのは、「障害者総合支援法」に定められた協議会という位置づけになっておりまして、本協議会から、障がい福祉計画に対してのご意見を昨年7月に頂戴し、障がい者保健福祉専門分科会において審議を重ね、「第4期福岡市障がい福祉計画」を本年の3月に策定いたしましたところでございます。

また、今年度定めてまいります「障がい者基本計画」におきましては、協議会からの意見を求めるという法的な位置づけはありませんけれども、地域代表また当事者のご意見として、障がい者保健福祉専門分科会にご報告をいたすという位置づけのものでございます。

それでは、寄せられたご意見をご報告申し上げます。

ごらんいただきたい資料は、資料1の福岡市が策定する次期保健福祉総合計画に対する意見書でございます。

意見は、大きく三つの項目に分けました。

2ページをごらんください。

最初の項目は、1、重度障がい者に対する施策についてでございます。重度障がい者に対する支援を（1）から（7）までの七つの項目に分けています。

（1）に地域生活支援拠点の整備でございます。

地域生活支援拠点は、今回の第4期障がい福祉計画策定に当たり、初めて厚労省が提案してきたものでございまして、その目的は、記載のとおり、障がい者の高齢化・重度化や親なき後を見据えた居住支援のための機能、相談、体験の機会（場）、緊急時の受け入れ、対応、専門性、地域の体制づくりを強化することとされ、多機能拠点型整備、グループホーム設置型や単独型、面的整備型などが想定されています。「第4期福岡市障がい福祉計画」の策定に係る基本指針におきましては、平成29年度までに市町村各圏域に少なくとも1カ所整備することが基本とされており、福岡市の第4期の障がい福祉計画におきましても、1カ所を整備することと明記をしております。

それぞれのご意見は、枠囲みの中にAからGとして記載しておりますが、協議会からの

意見としましては、「地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、今後整備を進める際には、①各区への整備、②ショートステイ、ホームヘルプ、相談支援等、総合的な機能を併せ持つ拠点の整備、③様態の変化や緊急時の一時利用が可能なグループホーム併設型や入所施設併設型の多機能拠点の整備、④発達障がいの特化した整備、⑤市独自の補助金の創設などを考慮してほしい」という形でまとめております。

次に、3ページになりますが、(2) 成年後見制度利用支援の充実があります。

ご意見には、「市長申し立てに限定している状況を改正してほしい。成年後見制度の充実とさらなる制度周知が必要。発達障がいの理解を促進してほしい。また、見守り的な支援での後見制度を補完する新たな施策をしてほしい」などがありました。そこで、記載の5行目以降になりますが、まずは制度の周知を図る必要があると考え、また、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対する支援のため、現在の補助要件の見直しや拡充が必要であるというふうにまとめております。

それから、(3) 医療型ケアが必要な障がい児への支援の充実でございます。

医療型ケアが必要な障がい児・者が利用するサービスとして医療型短期入所サービスがありますが、市内に医療型短期入所施設が少なく受け入れが難しい状況にあります。そのため、福岡市が、各区1施設を目標とし療養病床を有する医療機関を対象に新規参入を勧奨していった結果、医療型短期入所は市内で7施設まで増えております。引き続き、医療機関や老人保健施設へ働きかけを実施するとともに、介護士等が実施できる医療的ケアを拡充するため、研修を受講できる機会を計画し人材の育成に努めてほしいとしております。

(4) 障がい者の重度化、高齢化への対応では、次のようにまとめております。

医療施設と福祉施策の向上により、障がい者の高齢化が進んでいると考えられています。高齢化への対応として、65歳以降は介護保険サービスの利用が優先されるが、スムーズなサービスの移行と必要性があれば障がい福祉サービスの継続利用への配慮等が必要であるという意見や、強度行動障がい者拠点支援センターモデル事業を検証し、質、量ともに充実した事業となるよう継続強化を図る必要があるという意見、また、国及び自治体の財政問題も大きいことから、予算の再配分も踏まえ、緊急性の高い、あるいは生命にかかわる問題への政策転換を図り、今ある資源を活用した「仕組みづくり」を進める必要があるという意見がありました。

(5)、5 ページでございます。

障がい児への支援の充実につきまして、障がいのある子どもへの支援については、障がいの早期発見と早期療育が重要であります。専門施設での療育体制の強化を図るとともに、多くの子どもたちが生活している地域の中で支援する仕組みづくりが必要であり、また、地域啓発はもちろん、専門の支援員の配置や各園で専門施設とのネットワークを担う人材を育てるといった取り組みが必要であるとまとめております。

(6) 就労支援の充実です。

平成25年の障がい者法定雇用率改定により、企業の障がい者雇用への理解や障がい者の就労意欲の高まり等を背景にして、企業における雇用障がい者数、障がい者実雇用率の割合は着実に上昇しております。また、発達障がい者、精神障がい者への就労支援につきましては、平成30年に精神障がい者の雇用の義務化及び雇用率の改定がなされるであろうことから、企業の障がい者雇用への取り組みの活発化が予想されております。引き続き充実させるために、現状と課題を踏まえ、次のような取り組みが必要であるとして五つまとめております。

① 相談支援者の人材の育成・確保と労働条件の整備、②就労する障がい者の人材育成、職業観まで含めた職業教育、③個々のレベルによって細かな段階に応じた支援の提供、④福祉サービス事業所、特に就労継続支援A型の質の確保、⑤触法障がい者の社会参加、更生の手段としての就労支援の検討とまとめております。

(7) は、その他の項目（地域生活支援等について）でくくっております。地域で安心して暮らし続けるためには、グループホーム、ホームヘルプ、ショートステイ等の福祉サービスの充実や災害時の避難支援等に加え、周囲の理解や協力が不可欠であり、障がい者差別禁止条例を制定するとともに、広報・啓発活動を積極的に行うことが必要であるとまとめております。

次に、大きな2番目の項目につきましては、8 ページでございます。

移動支援の施策についてです。

移動支援事業とは、重度の脳性麻痺等全身性障がい者・児、また、重度の知的障がい者・児、精神障がい者等が出かける際に、ガイドヘルパーによる移動の介護を行うというものでございますが、障がい者団体やサービス提供事業者からの利用の方法、サービス内容の拡充についての要望も多数出されておりました。この施策がより実用性、実効性の高い事業となるために、各団体からの要望を踏まえ、以下の4点の検討が必要であるといたしま

した。①利用範囲の拡大(散歩や通学での利用)、②目的地での支援、③利用対象者の拡大、療育手帳Bの方の利用、④グループホーム入居者の利用というふうにまとめております。

大きな項目の3番目は、9ページでございます。

発達障がい児・者への支援についてです。

発達障がいに関する相談は、毎年著しく増加しております。4行目以降のように、発達障がい児・者及びその家族に対し、障がいの特性を踏まえ、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援と教育、福祉、医療、就労など関係機関の垣根を超えた連携強化が必要である、とまとめております。

お寄せいただいた意見に関する説明は、以上でございます。

最後に、発達障がい者への支援に関する検討の状況でございますけれども、現在、保健福祉局と子ども未来局それから教育委員会との間で、協議を行っております。また、発達障がい者支援協議会の開催も8月末以降に予定されているとお聞きしております。

私からの説明は以上でございます。

【会長】 それでは、ただいまの意見書について、ご意見、ご質問のある方はいるでしょうか。

【委員】 二、三点まとめて、意見を述べたいと思います。

2ページの重度障がい者に対する施策ということで、一番上に地域生活支援拠点という言葉が出されているのを、僕らとしては非常に大きく捉えたいなと思っております。1番目に持ってきていること自体、大切にしていくということかなと勝手に思っているわけですが、(1)の本文4行目に、多機能拠点整備型というのと面的整備型と二つあります。確かに厚労省が提示していますが、ただ、事の起こりは、総合支援法の附帯決議に書いてあります。小規模入所施設という言葉の議論から始まって、地域生活支援拠点という言葉に発展していった。もともとは、小規模入所施設という言葉から始まっていったと考えたときに、直結するのは、多機能拠点整備型の施設だと思えます。面的整備型というのは、すなわちネットワークという意味ですので、本当のことを言うと、事業所同士がネットワークを組むのは当たり前のことであって、もともとやるべきことをちゃんとやろうねということだと思います。

ちょっと種明かしをすると、多機能拠点整備型というのはグループホーム併設や入所施設併設ということで、これに対し、20人、30人の生活の場を認めないという人たちの意見が結構あるものですから、面的整備型というのもありますというつくりになったとい

う経緯が、実はありました。だから、これは、どちらかでもいいですよということでは決してないというところから始まっていますが、厚労省の資料を見ると、どっちもありますからどっちかでもいいですよと解釈できるようなところもあり、この件に関しては非常に混乱しています。多機能の施設も書いてあるし、面的でネットワークでやればいいとも書いてあり、それでわかりにくいとなっています。

ですが、私は、基本的には別物で考えるべきだと思っています。面的整備型では、事業者が、既存の制度をちゃんと活用していく努力をもっとすべきなんだろうと思います。

ただし、多機能拠点整備型という施設の必要性というのは、ほんとうに出てきています。この10年、施設から地域へということで大きな転換があり、地域生活のための制度が次々とできたわけです。ホームヘルプ、ガイドヘルプ、単独型のショートステイとか、いろんなものができてきて大分充実しましたが、やっぱり今の制度だけでは生活が守れない人たちがいるということから、この発想が生まれています。これは、すなわち、医療ケアが必要な人たちはどうするのという問題や、知的障がい者が高齢化している問題、あるいは強度行動障がい者について、こういったまだ残っている問題を解決するためには、多機能拠点整備型というのが必要ということになってきているんだと理解をしています。

そこで、あわせて、3ページの(3)に書いてある「医療的ケアが必要な障がい者への支援の充実」というところが、別の切り口になっているのも非常に気になっています。医療的ケアが必要な方は、すなわち医療機関だという考え方になっている気がします。医療型短期入所を増やすという意味では、病院とか老人保健施設で障がい者がショートステイできるようにもっと働きかけをして、そういうところを増やしていくことは当然必要だと思いますが、あくまでも、これは入院的な考え方であって、住まいではないのです。ですから、福祉での住まいの支援で、医療的ケアが必要な人たちを支える仕組みもちゃんと考えていく必要があると考えます。

そういう意味においては、2ページの地域生活支援拠点の中で、①から⑤の中には入っていない医療ケアというのをちゃんと位置づけてほしいと思います。検討事項として、多機能拠点整備型の中に医療ケアができるようなものも必ず必要じゃないかと思います。3ページに書いてある医療的ケアの医療機関とかいうものは、要するにドクターがいるところを指しているわけであって、ドクターがいなくても看護師さんがいてくれれば何とかできるというパターンは結構あるんです。一方で、ドクターがいる場所をどんどんつくっていくのは非常に難しい話です。療養介護という福祉の医療機関施設もありますが、これをそ

んなにたくさんつくっていくことができるんですかということを考えてみたときに、ドクターはいないけど看護師さんならいつでもいるよという程度のものは、やはり福祉の制度でちゃんとつくっていく必要があるのではないかと思います。

ですから、一つの結論は、地域生活支援拠点の整備の①から⑤に加えてもう一つ、医療ケアの対応ということを入れていただきたいなと思います。

もう一つが、3ページの(2)成年後見制度についてですが、これは、日本が丸ごと非常に遅れていると言われる分野で、もちろん拡充していく必要があると思っていますが、非常に気になっていることがあります。成年後見制度の話と意思決定支援の話がワンセットで並列されることが、よくあります。意思決定支援の方策として成年後見があると言えないことはないのですが、下手をすると、意思決定を大事にせず、かわりに後見人が意思決定するんですよと、たやすくやってしまう方向に行く可能性があります。これは、非常に押さえておくべきだと思います。

例えば、ヨーロッパにおいても、スウェーデンとイギリスではまるで違います。スウェーデンの施設に意思決定支援のことを聞くと、成年後見人がちゃんといますからとすぐ返ってくるような状況になっているので、あまりいい状況ではない。ただ、イギリスあたりは、意思決定を非常に大事にする仕組みがちゃんとあり、その上で成年後見制度があるとなっているんです。

ですから、ぜひ、意思決定支援をちゃんと大事にするという前提で、成年後見制度を拡充していくと考えていくべきではないかという意見です。

最後ですけれども、4ページの「障がい者の重度化・高齢化への対応」というところです。重度化・高齢化への対応という意味では、今日先ほど述べたことと同じですが、ここには私が書いた意見が反映されているので、ちょっとつけ足したいなと思っています。

(4)の本文の最後、「国及び自治体の財政問題も非常に大きいことから、予算の再配分も踏まえ、緊急性の高い、あるいは生命にかかわる問題への政策転換を図ってほしい」というふうに意見を出させていただいています。今、国の財政事情が非常に厳しいのは皆周知のことで、特に、今年度から介護保険がかなり厳しくなっているというのも知っていることだと思います。障がい福祉分野も、プラスマイナスゼロと報酬改定では言われていますけど、実態的にはなかなか厳しい方向に向かっていくようです。

そういう意味では、やっぱり福岡市においても、今支出しているものの見直しをしっかりとやっていただかないといけないなと思っています。

今日、私が一貫して述べているのは、制度は大分充実してきたんですけども、まだ残った問題、医療ケアの問題や、強度行動障がい者の問題、高齢障がい者の問題という、非常に重い人たちの制度をもう少ししっかり支えていくということです。そのためにどんどん予算を積み上げてくださいますと言える状況ではとてもないと思っているので、予算の再配分をしっかりとやっていく必要があるんじゃないかと、見直しをするところがあるんじゃないかと考えています。

怒られるかもしれませんが、はっきり一つ言うと、例えば、何十年前からかやっていて、年末の餅代とやゆされている12月に配られる給付金です。聞くところによると、福岡市だけで4億円になるという話です。こういったものが始まった何十年前と今とでは、まるで状況も違うのではないかと考えています。この手当がないとほんとうに12月を乗り切れないのかということ、ちゃんと考える必要があるのではないかと考えます。ただ、これを、医療ケアのサービスに回すというようにしっかりと位置づければ、私は、理解をされるんじゃないかと考えております。

ぜひ、次年度からの計画の中では、こういったこともきちんと位置づけて、政策転換というのを盛り込んでいただきたいと思っています。

最後に、1点だけ言うと、私は事業者代表で来ており、自分のところでも今135名の方をお世話していますけれども、特に医療ケアが必要になるような方々をグループホームでお世話することはできないと、今のところ思っています。今の制度では支えきれないので、もう一步、政策を考えていく必要があると考えています。ですから、ぜひ、このところをよろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

【会長】 今の意見について、何か回答はありますでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。

ご意見はしっかり記録して反映できるような形で生かしていきたいと思ひます。

それから、つけ加えてですが、前年度、保健福祉計画のほうの意見書として、こちらの協議会から出していただきました意見書がございました。その中にも、強度行動障がいや医療的ケアの問題として、福祉型の施設でもっと頑張るといふようなご意見がありました。それと、精神障がい者や発達障がい者の就労の問題の意見書についても、専門分科会にはもう既に提出しておりますし、今後の議論や我々が原案をつくっていく中で、しっかりと活用させていただくというふうにお願ひしております。前の考え方も含め、今回はそれに加えて

という形で、協議会の意見を専門分科会に上げていきたいと思っております。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 では、ほかに何かご意見はありませんか。

【委員】 5ページ(6)の就労支援の充実というところで、④「福祉サービス事業所、特に就労継続支援A型の質の確保」とあります。私はB型をやっていますけれども、A型事業所は労働の実態が実際なかつたりします。仕事というのが、パソコンの検索順位を上げるためにずっとツイッターとかフェイスブックのクリックだけを押しているといったもので、それが労働だという事業所があつたりします。そういうところは、福祉サービスや、精神障がいだけではなく障がい者を金もうけのツールとしか見ていないのかなと思います。そういうような事業所があると聞きます。

6ページの就労支援に関連した意見というところのFを読ませていただきましたが、そういう不当な労働をさせている実態のないA型に対し、今後、指定の段階で市としてどう取り組んでいくのか、また、今、現状あるそういう事業所をどう指導していくのかというのを、早急に検討する必要があるのかなと思っております。

【事務局】 ご指摘の点は私どもも大変重く受けとめております。先日、7月1日、2日に行った事業所の集団指導で、私から、冒頭の挨拶の中でも、A型事業所の質の確保というのは重大な課題だと認識しているのということ、重ねて強く、皆さんにはお伝えしたつもりです。具体的には、労働基準監督署などと情報交換をしながら、目的外の給付金の使用の仕方や、必ずしも自立や工賃アップにつながらない障がい者の就労などについては、個別具体的に精度を上げて指導していきたいと考えております。

【会長】 よろしいでしょうか。ほかにご意見はありませんか。

【委員】 グループホームの充実というのはよく書いてありますが、特に大都市においては、スプリンクラーの問題や賃貸の住宅が多いなどということもあります。その辺は各都市によって配慮が違うことがありますので、一緒に考えていただければと思います。また、体験をしないとなかなかグループホームに移れないという方もいらっしゃいます。市によっては体験的なものにお金を出すこともありますので、そういったものも少し考えていながら、グループホームの拡充を図っていただければと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

グループホームも、数値目標を掲げておりますが、なかなか新設や増設が追いついてい

ないという状況ですので、補助のあり方、支援の仕方を含めて、鋭意検討していきたいと思っております。

【会長】 ほかにありませんか。

【委員】 子どもの施設を代表して、少し意見を述べさせてもらいたいと思います。

5ページの(5)「障がい児への支援充実」というところで、この中の関連した意見のAを出させていただいたのは、私でございます。

今、障がいの子どもの早期発見と早期療育と言われていますが、実は、早期療育の部分が非常に危機に瀕していると私は思っています。とにかく、急増する子どもたちの受診者数に十分なサービスが追いついていない、また、通園の療育に子どもさんが十分参加できておらず、サービスを十分に受けられない子どもさんもいらっしゃいます。今、非常に増えている知的なおくれのあまりない発達障がいの子どものさんたちは、幼稚園や保育園に行かれたりもしますけれども、そこを支える仕組みというのが、なかなかうちの西部療育センターでも、ご相談や訪問支援が十分にできていないという状況があります。年々、子どもさんたちは積み増していっているのです、来年も子どもさんたちが十分な療育を受けられるのかどうか、非常に危機感を感じている状況です。

そこで、私は具体的に意見を述べさせてもらっていますけれども、福岡市として、近々に、例えば来年に向けてとか、こういったことを今検討されているのか、そのところをお聞きできたらと思います。

【事務局】 我々も、大変危惧しているところでございます。早急に何かできるというのはなかなか難しいのですが、今、幾つか、施設をつくりたいと言ってきておられるところもございますので、そういうところと連携しながら充実を図っていきたいと考えております。

【会長】 ほかにありませんか。

【副会長】 一つ、簡単な質問です。

5ページの就労支援の充実のところ、①に相談支援者の人材育成・確保と労働条件の整備と書いてありますが、この労働条件というのは、支援者の労働条件という意味なのか働く方の労働条件なのか、ちょっと意味がとりにくかったのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 支援者の労働条件と思います。もともとのご意見は、6ページのDのところなのですが、長く安心してサービスを提供できるよう、支援者の労働条件の整備をもあわせて行えれば経験豊富な福祉サービスを提供する人材の確保につながるということで、

支援者をもう少し大事にというようなご意見だろうと思います。

【副会長】 大事なことだと思います。一つだけ、コメントです。

先ほどの医療的ケアですが、やはり医療がやる部分と福祉のやる部分があって、病院自身ももっと努力をしないといけないところはいっぱいあるのですが、福祉型でも、看護師の話等々、今のままではなかなか受けにくいと私たちも思いますので、その整備は必要かなと思います。やはり、成人と乳幼児、小児とでは、いろいろ預け方の状況も違い、かなり複雑な問題がここにはあるかと思います。

ただ、今日は日高先生が来られています。知的障がい特別支援学校にも今年から看護師が配置されたということもあって、結局、保育園や幼稚園がまだ手薄なこと、それから卒後がなかなか難しいということですが、就学期がケアされると、当然こういうニーズは出てくると思います。ですので、教育のほうからも少しコメントがあれば、よろしくをお願いします。

【委員】 医療的ケアに関しては、教育の世界でも、ここ数年ずっと懸案事項で、校長会等からも委員会へは要望をしていました。やっとなら、今年からそれが通ったという形です。以前から、肢体不自由それから病弱に関しては、喫緊に必要なことで当然ずっとついていたのですが、今、知的障がいの学校にも、吸引や胃瘻、それから中には人工呼吸や酸素吸入が要るようなお子さんも入ってきている状況があり、現実として、そういう子が在籍しているところには看護師がつくことになっています。私の学校にはいないのですが、例えば来年入ってくれば、おそらく当面は、近隣の看護師がうちを拠点としてやってきて、それから、整備が整い次第、正式に配置をされるという運びだと聞いております。ですから、今は安心しているところでございます。

【会長】 ほかにありませんか。

【委員】 今日は、サービス面の内容が多いものですから、しゃべる数が多くなるかもしれないですね。申しわけございません。

就労の支援充実の中で、触法障がい者という言葉が何回か出てきておりました、確かに、福岡市はまだあまり動き出せていないのかなと、それから事業者もあまり受けとめてきていないのかなと思っています。ただ、このままではいけないということで、今月、7月22日の夕方6時から、この部屋で、キックオフセミナーとして触法障がい者支援についてのセミナーを開催いたします。よかったらご参加いただきたいと思っておりますし、民間施設協議会で主催をすることの思いとしては、福岡市は初めから受け入れをする事業所をつくっ

ていく、そういうところから進めていきたいということです。

さっき、A型の問題がいろいろ出てきたのですが、新規にできたA型を30カ所ぐらい訪問しました。どうかと思うところもありましたが、やはり、思いがあって頑張っているところも結構ありました。ただ、施設数が多くて、今、供給過多になっているのだらうと思います。利用者不在という状況もあるので、私は、やはり新たな福祉サービスの対象者として明確に位置づけていくようなスタートにしたいと思っています。勉強会を実施しますので、よかったら、ぜひお願いしたいと思っています。

【会長】 福岡市もその件について考えているんですね。

【事務局】 触法障がい者につきましては、この後、また頭出しをしたいなと思っております。今後、この協議会の動きの中で考えていきたいと思っておりますので、また後で報告いたします。

【会長】 それでは、続きまして、相談支援体制の見直しのほうに移ります。

【事務局】 続きまして、相談支援体制の見直しについて、相談支援部会の事務局であります基幹相談支援センターの松野から、ご報告させていただきます。

引き続き、お手元の資料1の10ページからごらんいただければと思います。

新たな相談支援体制の構築に向けた相談支援体制の見直しについてということです。

まず、1番目、現状ですが、現在の福岡市の支援体制は、福岡市障がい者基幹相談支援センター、各区の障がい者相談支援センターと障がい者生活支援相談室、療育センター、指定特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所があります。障がい別、児・者別に分かれ、相談者にとってわかりづらいものとなっており、障がい当事者や家族から、ライフステージを見通し一貫した相談支援ができる体制を構築する必要があるとの声が出されて久しいです。身近なところに相談窓口がある、相談窓口を選べるといったアクセシビリティの高さはあるものの、それぞれの機関が対象とする障がい種別や対象年齢、役割が機能的に整理されておられません。このような状況を踏まえまして、新たな相談支援体制の構築に向けた相談支援体制の見直しが必要となっております。

そこで、2番目になりますが、相談支援体制の見直しの取り組みについてです。

(1) 相談支援部会の設置。

本協議会におきまして、平成26年度第2回の協議会で、新たな相談支援体制の構築に向けた現在の相談支援体制の見直しについて協議するため、新たに専門部会としまして、相談支援部会を設置いたしました。

(2) 相談支援部会における協議内容です。

この部会では、相談支援センター、福祉関係者を中心に、各委員とも大変ご多忙の中、短期間集中的に、主に以下の3点について熱心に議論を行っていただいております。①地域と障がい者・児をつなぐ地域福祉の基盤づくりの担い手となる相談支援体制づくりに関する事、②全障がいの相談支援を一元化し、児・者一貫した相談支援体制づくりに関する事、③指定特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所と、各区の知的・精神の障がい者相談支援センター、障がい者生活支援相談室、福岡市障がい者基幹相談支援センターの役割に関する事につきまして、主に議論をしていただいております。

(3) 相談支援部会からの報告です。

詳細につきましては、同じ資料の15ページ以降についております参考資料3をご参照ください。

部会におきましては、相談支援体制のあり方として、中央一元化ではなく拠点分散型を基本的方向性とし、全障がいを一元化し、児・者一貫した相談支援体制づくりに向けた基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、それぞれの役割や業務内容と関連性について、委託相談支援事業所の体制と質の評価を主たる論点として協議を進めました。

①見直しの方向性です。

ア、委託相談支援事業所を区の基幹相談支援センター（以下、相談支援センターという）として機能の拡大を図ります。

イ、相談支援センターは、全障がい児・者の一次総合窓口とし、必要に応じてさらに高い専門相談、こども療育相談窓口、発達障がい者支援センター、権利擁護のための相談窓口などにつなぐ機関とします。

②区の基幹相談支援センターについての考え方です。

ア 相談対象者です。一つ目、学齢以上の全障がい児・者を対象とします。二つ目、障がい者もしくは障がいが疑われる方で、必要な社会資源に結びついておらず社会から孤立していたり、サービスにつながっているが適切な利用がされておらず本人が抱えている課題の解決になっていない人としております。

イの業務内容です。現在の委託相談支援事務所が行う業務に加え、下記の新たな役割を担います。一つ目、学齢以上の障がい児の一次相談窓口です。二つ目、指定特定相談支援事業所や指定一般相談支援事業所のネットワーク構築による当該事業所の支援体制づくり。

三つ目、基本相談に長期間を要するなど困難事例の指定特定相談支援事業所が行う計画相談支援業務へのサポート。四つ目、地域へのアウトリーチによる地域団体と連携した、障がい者を地域で見守るパーソナルネットワークの形成。五つ目、障がい者生活支援相談室が行っている業務のうち、相談に応じた情報の提供や保健、医療、福祉関係者との連絡・調整、障がいのある人の交流会や仲間づくりのための学習会の実施については、相談支援センターに移管をします。

ウ、相談支援センターの体制です。まず、人員配置について、主任コーディネーターの役割を担う監督者を含めた専任の職員を4名以上配置。次に、必要な人材と専門性の確保。ケースワークの経験がある相談支援専門員の資格を有する人で、受託法人から推薦を受けた職員を配置することです。また、専門性を確保するために、相談支援専門員の一定期間の配置及び必要な研修の受講を義務づけます。

エ、相談支援センターの設置数です。地域包括支援センターの配置を参考に、各区の障がい者数に応じた設置数を試算し、下記のとおり設置することとしております。全部で15カ所の設置というふうにとまとめております。詳しくは以下の表をごらんください。

オ、運営評価です。運営上の課題を改善するため、運営評価を実施します。評価項目は、相談支援センターの運営面に関する項目と業務の技術的な側面に関する項目で構成し、相談支援センターが自己評価をします。さらに、第三者評価による評価も行っています。

③、福岡市障がい者基幹相談支援センターの役割でございます。

ア、現在の基幹相談支援センターが行っている業務としましては、相談支援センターの後方支援、総合的・専門的な相談支援センター業務実施、人材育成、相談支援体制の強化、相談支援体制の構築、権利擁護、虐待の防止、それに、新たに望まれる機能として相談支援センターの運営面での基準づくり、もう一つが触法障がい者への対応のためのネットワークの構築というふうにとまとめております。

④、引き続き検討が必要な項目でございます。

地域福祉の基盤づくりの担い手となる相談支援体制づくりや、相談支援センターの専門性の担保、相談支援センターの評価の仕組みづくりなど、新たな相談支援体制の円滑な運営及び相談支援の質の向上に向けた検討を引き続き部会にて行う必要があるとまとめております。

まとめです。

本協議会としましては、今後の福岡市の取り組みとして、ライフステージを見通し一貫

した相談支援ができる体制を構築するとともに、障がい者・児が、地域で生活する住民の一人として、地域に受け入れられ障がいのない人と普通に顔を合わせ、日常会話を交わすことができるように、さらにそうした近隣住民との関係が定着することによって、地域における災害時の救援にもつながるように、地域づくりを進めることが必要であると考えました。新たな相談支援体制の構築にあたっては、相談支援部会の提言のとおり、市及び区の基幹相談支援センターを設置し、全障がい一元化、児・者一貫した相談支援窓口を整備するとともに、積極的な地域へのアウトリーチ及び地域団体等と連携した障がい者の見守り体制づくりを行うなど、地域福祉の基盤づくりを推進することが必要であるとまとめております。

以上、説明を終わらせていただきます。

【会長】 今の事務局からの説明について、意見、質問等がある方はいらっしゃいませんか。

【委員】 何度も申しわけございません。

10ページの大きな2の(3)、相談支援部会からの報告の1行目後半ですが、中央一元化型ではなく拠点分散型でいくのだと書いてあります。確かに、150万都市ですし、生活相談の事業所もまだまだ増えていくということを考えたときに、この連携もありますから、拠点を分散していくのはやむなしかなと思います。

ですが、中央一元化型を望む声もやはり少なくないということは、特に、障がいのあるご本人あるいは家族が今までの経験をもとに言われているのだろうと思いますし、今まで結構聞いてきたことなのです。相談というところに電話すると、あっちに電話してください、こっちに電話してくださいというふうに言われましたということ、年に一、二回は聞いてきたこととございます。ご本人や家族からすると、一つに電話しても話が終わらないということを経験してこられたのだろうと思います。ですから、中央一元化型がいいのかと、ワンストップで事が済むような仕組みがいいのだという意見が、おそらくずっと強く出てきていたのだろうと思います。

そういう意味では、福岡市は大都市ですから、拠点分散型にするしかないのだろうと思います。ですが、ご本人やご家族がずっと思ってきたこと、1本電話をしたらそこで事が済むような仕組みをおそらく中央一元化型とイメージしてあるのでしょうか、この思いを、拠点分散型になっても各区の拠点がワンストップでちゃんとやってくれると思ってもらえるようなものにしていかなければいけない。そのことを、今日はひとつ確認させていた

だきたいと思っております。

次に、質問ですけれども、11ページのちょうど真ん中の②のイの3番目について、「基本相談に長期間を要するなど困難事例の指定特定相談支援事業所が行う計画相談支援業務のサポート」という言葉が、よく解釈ができないので、もう少し砕いて話してもらえますか。

【事務局】 ご意見ありがとうございます。

指定特定相談支援事業所の機能としましては、基本相談と計画相談というものがあります。その中で、基本相談だけを長期間やっていっても、どうしても、言ってしまえばお金にならないところではあります。やはり、指定特定相談支援事業所の方がそこに時間をとられては、なかなか計画相談が進まないというところがございますので、基本相談のところで時間のかかるようなケースにつきましては、委託のほうで少し担って行って、ある程度落ちついてきて計画相談にのってくるようになれば、指定特定相談支援事業所の方にケースを引き継いでいくという形をとっていただくという意味でのサポートという形で書かれております。

【委員】 ありがとうございます。

特定相談支援イコール計画相談と思われているところがあります。うちもそうですが、基本相談をやっていますともう少し言いたい部分もあります。ただ、もしばらくはサービス等利用計画をつくることに専念しないといけないのだらうと思います。ですが、落ちついてきたころには、やはりもう少し身近に特定相談支援事業所があり、ここで基本相談からできるのだよというアピールは、私たちもしていけるようにしなくてはいけないと思います。また、その中で困難事例が出てきた場合に、各区の基幹相談支援センターがきちんとフォローアップをしてくれるような仕組みが必要であるというようなことでしょうか。わかりました。

最後に、1点だけ質問です。これは、相談支援から出ておられる岩見さんに質問したいのですが、私は、相談支援センターをはたから見ている、一番大変だなと思ってきたのは、やはり強度行動障がいの方たちのことです。家庭問題を抱えていたりし、緊急時というのがたびたび発生して、結局ヘルパーステーション等々複数と連携し、そのたびにあたふたしているようなところもあり、ヘルパーステーションで見てくれることができないときは、相談支援専門員が直接サービスをしているようなこともあり、ほんとうに、相談支援センターを見ていると、意外とそういうところが大変なのだなという思いになります。

そういうのがここにはあらわれてきていないのですけれども、そういう意味においては、「地域生活支援拠点」を基幹相談支援センター、今まででいう地域生活支援センターが担うというのは、僕は、非常に効率的で効果的ではないかと思います。

それは、どのようにお考えでしょうか。

【委員】 その辺は、相談支援部会でも大きな問題になっています。相談を受けても、いざ受け入れるところのつながりが非常に厳しいということで、ほんとうに、その相談員が直接支援をしているというのが現実です。ですので、今度できる拠点のほうとの整備として、その辺の連携をきちんと考えていかないとなかなか難しいということは、もちろん挙がっております。

【委員】 事業所の連携も大事ですけど、いざというときにあたふたしないで、自分のところで、他機関のショートステイなり、一定期間は住まうことができるような場が支援センターにあると、非常に大きいということで考えてよろしいでしょうか。

わかりました。

【会長】 ほかにこの問題に対するご意見はありませんか。

【委員】 ゆうゆうセンターです。

11ページが一番上のところ、イで書いてありますけれども、相談支援センターは、まずは1次相談窓口として対応し、必要に応じてゆうゆうセンターなどにつなぐという認識があります。実は、これは、全国の発達障がい者支援センターの方向性ともすごく合致しております。といいますのも、今現在、国は発達障がい者支援センターの役割として、直接支援から間接支援という方向を強く求めてきています。

直接支援というのは、直接相談に応じる、療育や支援を直接行うというもので、そういったこれまでの形だけではなく、例えば、事業所への支援や基幹コンサルテーション、ペアレントトレーニングの手法を用いた保護者の支援、あるいはペアレントメンターを活用した保護者同士による保護者支援、そういった間接支援に軸足を置こうという大きな方向性があります。そういった意味では、今回提案いただいたやり方というのもすごく私たちにとってもありがたいなと感じました。

ただ、こうなったときに、精神障がい者あるいは知的障がい者の相談支援センターとの役割分担や、ゆうゆうセンターの支援体制、どういうふうに支援をしていったらいいのかというところも、私たちの課題として、これから考えていくべきかなと感じたところです。

そして、細かいところになりますますが、17ページの「初めに」のところにもありますし、

10ページが一番上にもありますけれども、発達障がい者支援センターなども相談支援体制の一部かなと思いますので、できましたら、ここに書き加えていただければと思います。あと、就労支援センターもそうかなと思います。部会には入っていませんでしたが、支援体制の一部として利用していただければと思います。

【会長】 今の意見は、何か意図があるのでしょうか。

【委員】 前の3月のときに、緒方先生から入っていないことについて質問がありましたよね。そのときに、発達障がいは別で相談支援とかをきちんとやっていくと、何か形をするので中身については今後またお話をしていきますというようなことをおっしゃったような気がいたしますけれども。そこはどうなっているのでしょうか。

【事務局】 今回、相談支援体制の構築に向けての見直しを、相談支援部会をつくって行っていただいた部分は、今の相談支援センターと基幹相談支援センター、それと指定特定相談支援事業所の関係が、計画相談支援の義務化などにより大きく変わってきている中、加えて、先ほど末松委員からもご指摘のあった地域生活支援拠点といったものも出てきている中で、その基盤づくりを地域福祉に向けてしっかりやっておかないと、今後に対応できないことがあります。そこをまずしっかり検討させていただいて、しっかりした体制をつくり直すということの一つの目標にさせていただいたと思っております。その上に、発達障がい者支援センターや就労支援センターというところが乗っていけば、かなり有機的に相談支援が機能していけるだろうというのがあります。

ですから、発達障がい者の件については、また発達障がい者支援協議会でもこれから協議をされていくだろうと思いますし、この協議会とも連携しながらやることを市でも考えていきたいと思っております。

【委員】 緒方前所長からも、前回の協議会でのやりとりは聞いていたのですが、私自身、話を正確に理解できていなかったようで、ありがとうございました。

【会長】 ほかにはありませんでしょうか。先ほど、末松委員から、最初の地域支援拠点のところで6番目に入れたらどうかという意見もありましたけれども、新たに意見書のどこに入れますよとかの説明はよろしいですか。

【委員】 いや、もう6番目に入ったと思っていました。入れるのは難しいのでしょうか。

【事務局】 難しいというわけでもないのですが、会長とご相談しながら、いただいた意見で反映できるところは反映させていきたいと思っています。

【会長】 では、その辺を検討してください。ほかにはありませんでしょうか。

【委員】 保護者の立場なので、専門的なことがわからずそぐわない発言かもしれないですけれども、ご容赦ください。

相談窓口というのは、保護者や当事者にとって、とても大事な一番最初の窓口です。先ほど末松委員からもお話があったように、ほんとうにいろんな相談機関がありますので、親が、まずここに相談に行ったら次はここに行きなさいと言われてたら回り回りにされる場合と、また本人も、あそこに相談してだめだったらこっちに行ってみようというふうに自分自身がたらい回る場合もあります。ですから、とても相談しやすく、そして相談内容が実質的に解決に結びつくというふうに、今、再構築されていることを、きちんと保護者や当事者にもわかるような形でお知らせをしていただきたいなと思うことが1点です。

それと、もう1点が、相談に行く人には、相談に行くのもとても大変なのですが、それは見える人で、手助けがどうにかできますが、相談に行けない人というのを探するのがとても難しいのです。行けない人ほど大きな課題を抱えているということもありますので、そこら辺も念頭に置いて取り組んでいただけたらなと思います。

【事務局】 ご意見ありがとうございます。

相談に行けない方につきましては、分散型にした意味として、地域に密着して地域の相談に乗ればということが一つございます。地域で相談に乗れない方や地域に埋もれている方を、相談支援センターがアウトリーチで拾い上げていかないといけないだろうというようなご意見が部会の中で出ておりますので、今回新たにできる相談支援の体制につきましては、その辺もきちんとやっていただけるように進めていただければと考え、まとめております。

【委員】 初めて、今回この協議会に参加させていただきます山本です。

今までの経過が十分頭に入っていないくて、ちょっとずれたお話をさせていただくかもしれません。そのところはご容赦いただければと思います。

昨今、就労支援を進める中で、先ほども全体の計画の中でお話がありましたように、精神障がい者の雇用の義務化とか発達障がい者の支援というのは、ほんとうに就労支援機関にとって、とても大きなニーズになっています。

実は、小さいころからそういった病気あるいは障がいの認定を受けられていた方は、社会に出てからの就職をどうするか、その就職を支える体制をどうするかというのが比較的準備が整っている方もいらっしゃいますが、成人になって、就学年齢が終わってから診断

を受けられる方とか、特に精神疾患の方の場合、思春期以降に疾病にかかられる方も結構いらっしゃると思います。在職中に病気にかかれて、それで鬱病等で休職されている方もたくさんいらっしゃいます。実は、そういった方々というのは、診断を受けられる年齢が高いがゆえに、また経験もあるがゆえに、なかなか病気の診断を受け入れていかれるまでにとっても紆余曲折を経られたり、なかなか受け入れられなくてどうしようかということで、職業生活も立ち行かなくなるという方もいらっしゃいます。ですので、就労支援は、これから、就労部分だけではなく相談支援事業とか、ご本人さんの日々の困り事とか、障がいに対してどう向き合うかとか、その方を取り巻く家庭との連携、あと協力者との連携というのがとても大事だと思います。要は、就労支援の部分と基幹相談支援センターといったところの連携は、大事かなと思っています。

ただ、11ページを見せていただきますと、②のイの中の五つ目で、「相談に応じた情報の提供や保健医療、福祉関係機関との連携」と書いてあります。ちょっと細かい部分ですけども、ここに、ぜひ就労機関も入れていただけるとありがたいのかなと思いましたので、意見をさせていただきました。

【会長】 貴重な意見、ぜひ入れてください。お願いします。

【事務局】 ありがとうございます。

【委員】 申しわけございません。

言わなきゃと思っていた大事なことがあって、11ページのちょうど真ん中ですが、「地域へのアウトリーチによる地域団体と連携した障がい者を地域で見守るパーソナルネットワークの形成」という言葉が入っています。これは大事だと思っていて、今日、一貫して言っていますように、財政が非常に厳しくなっている中で、全てを制度で賄っていくのはもう無理じゃないかとも思っています。やはり制度外で地域の中での取り組みというものを大事にしないといけないと思っています。

東区社協の理事会でも、話したのですが、福岡市の社協は非常に独特の経緯があります。全国の多くの社協は、福祉サービス事業者として活動しているところが大半です。福岡市はそうではなくてということで、制度にない部分で地域づくりを担ってきたというのには非常に大きな役割があり、そういう意味では、今から本領発揮ですねということを確認したところなんです。社協が培ってきた地域の中での見守りやお世話をし合うといったところと、連携してやっていくのが大事だということが一つです。

それから、もう一つは、社会福祉法人改革が行われるだろうという中で、社会福祉法人

がもっと地域貢献をしなければいけないということになっていくのですね。福祉サービスだけをやるのではなく、サービスにないこともやりなさいよという法律ができつつあるということを考えてみたときに、我々社会福祉法人も、制度だからやりますとかサービスだからやりますとかいうのではなく、そうではない部分での取り組みをやっていく必要があるというふうになってきますので、そういったところも含めて、地域の中での新たな見守り体制やお世話といったものができていけばいいなと考えています。ぜひ、この辺も踏まえていただければなと思っています。

【事務局】 ご意見ありがとうございます。

地域のパーソナルネットワークの形成という中では、相談支援の職員が実際に地域に入っていきやり方と、いかに地域で見守る仕組みをつくっていくかということがあり、実は、もう相談支援部会の中で話し合われております。部会にも社会福祉協議会から委員の方が入っております、そういった地域づくりで進んでいる他機関といかに連携することが大切かという話が出ておりますので、今のご意見を踏まえていきたいと思っております。

【会長】 それでは、ほかに何かありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 では、最後に、先ほどの小川委員さんからの幼児の問題で、(5)の「障がい児の支援充実」について、答えが曖昧だったような気がします。この会議でやることと、ほかできちっとこの問題はやるということを確認しておきたいなと思っているのですが、ここではどこまでやって、ほかのところでどこまでちゃんとやるというような回答が欲しいのですが、どうでしょうか。

【事務局】 どこかでやるというよりも、事実として今やっております。

【会長】 やるのですね。だけれども、こちらは障がい者部門ですよね。ここの領域に幼児は入っているのですか。その辺に曖昧なところがあると思いますので答えていただければと思います。

【事務局】 児童の計画にももちろん入れております。

【会長】 入れていますね。

【事務局】 はい。

【会長】 そこをもう少し説明してもらえるとよかったかなと思います。以上です。

それでは、次に移りたいと思います。では、お願いします。

【事務局】 障がい者基幹相談支援センターの西村です。よろしく申し上げます。

それでは、障がい者基幹相談支援センターの事業実績についてご説明いたします。座ってご説明いたします。

お手元の資料2をごらんください。

まず最初に、基幹相談支援センターとは、どんな施設でどんな業務を行っているかなどセンターの概要について、国が定めた地域生活支援事業実施要綱の抜粋により説明いたします。

1 番目、目的です。

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者支援事業及び成年後見制度の利用支援事業、並びに「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害福祉に関する法律」に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。

2 番目、設置主体です。

(1) 市町村が設置します。直営となります。

(2) 市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う者、または特定相談支援事業を行う者。委託となります。

3 番目は飛ばさせていただきます。

4 番目、業務内容です。

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、各法律や法に基づく相談等の業務を総合的に行います。具体的には、以下の業務等を行います。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施。障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施。

(2) 地域の相談支援体制の強化の取り組みです。相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言。相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価など）。相談機関（相談支援事業者、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員、高齢者・児童・保健・医療・教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取り組みとして、連携会議の開催等がございます。

(3) 地域移行、地域定着の促進の取り組み。障がい者支援施設や精神科病院などへの地域移行に向けた普及・啓発。地域生活を支えるための体制整備にかかるコーディネーター。

次のページをお願いいたします。

(4) 権利擁護、虐待の防止。成年後見制度利用支援事業の実施。障がい者等に対する虐待を防止するための取り組み等がございます。

5番、6番は飛ばさせていただきます。

7番、その他です。

(1) 市町村は、基幹相談支援センターの設置また運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければなりません。

(2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置または委託するに当たっては、協議会等において設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと、意見を求めることとなっております。

(3) 基幹相談支援センターは、総合的な相談等の業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましいとあります。

以上が概要です。

福岡市障がい者基幹相談支援センター、虐待防止センターは、平成26年1月に開設して1年半がたちました。その間、26年度の主な事業についてご報告いたします。

次のページをお願いいたします。

この事業報告書の各項目は、上から順に、事業名、今の課題、事業計画、それに対する実施内容・実施結果、今後の課題で構成されています。

最初に、福岡市の相談支援体制強化の取り組みについてです。

課題につきましては、福岡市全体の障がい者に係る相談支援体制が円滑に機能するように、各種の支援が必要ということです。

それに伴う事業計画としましては、一つ目、総合的・専門的な相談支援を行い、相談支援センター等への助言などによる人材育成の支援を行うことです。二つ目、相談支援に関する研修会等を企画・実施することです。

実施した主な内容といたしましては、一つ目、企画会議を月1回開催し、市から委託を受けた相談支援スーパーバイザー及び機能強化専門員とともに、相談支援センターの課題に対応し、委託の相談支援センター等を定期的及び要請に応じて訪問、人材育成の支援を行いました。それから、福岡市の計画相談マニュアル、アセスメント、モニタリング、セルフプラン等各種様式の整備を行い、指定特定相談事業所からの計画相談に関する相談に対して助言等を行いました。二つ目、相談支援専門員の資質向上のために、相談支援に関

する研修会及び計画相談に従事する相談支援専門員の専門研修を実施しております。三つ目、先ほどご報告させていただきましたが、現在の相談支援体制の見直しの専門部会、相談支援部会を設置するため、準備会を開催いたしました。

実施した結果としましては、一つ目の総合的・専門的な相談支援、助言等による人材育成の支援としては、相談支援センターへ計20回以上の訪問を行い、困難事例について会議等にて支援方法や方向性などのアドバイスを行ったり、各相談支援センターからの依頼に対するマネジメントを積極的に行いました。二つ目の研修に関するところでは、相談支援及び計画相談の従事者に計5回の研修を実施、延べ298名が参加し、相談支援等に理解が深まるとともに定期的に開催する要望も多かったです。詳細につきましては、最後のページに実績資料がございますので、後ほどごらんください。それから、相談支援部会についてですが、準備会を26年10月から27年1月までに7回開催しておりまして、その中で、部会の設置目的の設定、協議内容の整理、スケジュールなど大まかな流れの協議を行い、基幹相談支援センターと取りまとめ、企画（案）として前回の協議会に提出し承認されました。先ほど、提言を上げさせていただいております。

今後の課題といたしましては、一つ目、委託の相談支援センター等の支援困難事例や指定特定相談支援事業所への計画相談に関する助言等を継続して行い、相談支援専門員の一層の質の向上を図る必要があります。二つ目、研修について、研修の柱であるサービス等利用計画作成従事者研修は、経験年数やニーズ等に対応するため、テーマ別、コース別などの方向を取り入れて、あわせて経験年数の少ない相談支援専門員に対する研修の企画・実施が必要だということが挙げられます。

次のページをお願いいたします。

地域移行、地域定着の促進の取り組みについてです。

課題につきましては、平成24年度に地域移行支援が法的サービスとして認められましたが、福岡市内の利用者が数十名であり、地域移行、地域定着支援を行う一般相談支援事業所も十数カ所と少ない現状があります。

事業計画といたしましては、利用者及び一般相談支援事業サイドと医療サイドの両方向の現状を把握し、福岡市の課題を抽出することです。

実施した内容といたしましては、保健予防課及び精神保健福祉センターと、地域移行、地域定着の促進の具体的な取り組みを検討するため、関係機関、病院等へヒアリングを行いました。関連する研修会や会議に参加し、情報を収集しました。

実施結果といたしましては、訪問した精神科病院では、精神保健福祉士が退院後の調整も行っておりました。地域移行支援では、一般相談支援事業所が、入院患者と面接したり医療従事者から専門的な意見を聴取したりと、病院側の協力を必要とする状況でした。よって、病院側と一般相談支援事業所にとって何が強みなのかを踏まえた上で、連携のあり方を検討する必要がありますが、ヒアリング数がわずかで情報収集が足りないことがわかりました。

今後の課題といたしましては、精神科病院と一般相談支援事業所や特定相談事業所が、地域移行、地域定着についてお互いの現状や役割について情報交換をし、共有する場をつくり、行政、福祉サービス事業所等も含めた上で、ネットワークを構築することが必要です。それから、福岡市の入院病床がある精神科は限られており、市外の精神科病院に入院している場合の連携についても検討が必要だということがございます。また、精神科病院に限らず、施設からの移行支援についても検討が必要です。

次のページをお願いいたします。

権利擁護、虐待の防止についてです。

課題としましては、障がい者虐待防止の取り組みの強化、障がいの理解を深めてもらうための啓発活動に取り組んでいく必要があります。

事業計画としては、三つ挙げさせていただいておりました。障がい者虐待防止センターとしての役割を担うこと、障がい者虐待防止の研修を企画・実施すること、障がい者虐待防止に向けた広報や啓発活動を行うことです。

実施した内容といたしましては、「障害者虐待防止法」と福岡市障がい者虐待対応マニュアルをもとに対応を行いました。養護者による虐待の場合、さらなる虐待の防止と当該障がい者を保護または支援するために、行政や関係機関等と連携を行っております。二つ目は、障がい者虐待に関する法律や各立場での役割として、早期発見や早期対応ができるよう、行政や相談支援事業所を対象に研修会を企画・実施しております。広報や啓発についてですが、民生委員、児童委員を対象に、協議会、理事会の場をお借りしてセンターの事業説明を行い、また、区や地区の協議会の場で事業についてのチラシ配布を行い協力を依頼しました。

結果といたしましては、1番目の虐待防止への対応ですが、マニュアルを見直し、市との連携体制の整備を図ることが必要となりました。研修につきましては、行政の方や相談支援事業所を対象として、対応におけるチームアプローチをテーマに、弁護士や社会福祉

士を講師として研修会を開催しました。45名の方が参加し、9割以上の方から「参考になった」というアンケートの結果を得ております。啓発活動についてですが、民生委員、児童委員への広報は、福岡市民生委員・児童委員協議会等にて事業を説明しチラシの配布を行っておりますが、短時間での事業説明とチラシの配付に終わったので、啓発活動としては十分ではありませんでした。

今後の課題といたしましては、養護者による虐待への対応です。虐待への対応は、ケースの居住区と障がい種別によって、その連携先が、区役所七つ、それから課が異なるため14の部署に分かれており、支援へのかかわり方に差があることから、共通認識を得られるよう取り組む必要がございます。民生委員、児童委員への広報につきましては、27年度は民生委員、児童委員を対象として研修形式を企画するとともに、今後もさまざまな取り組みを継続して啓発活動を広げていく必要がございます。

以上で説明を終わります。

【会長】 ありがとうございます。何か、ご意見等ありますでしょうか。主な事業が三つ説明されましたが、よろしいでしょうか。

【委員】 就労支援センターです。

どのような支援をなさったのか、お聞きできればと思います。

せんだってから、施設の方の虐待の事案がマスコミ等で報道されていたと思いますが、ちょうど実績のところを拝見しますと、障がい者の福祉施設職員従事者等々の虐待というところが、支援の中で何件か出てきていると思います。もし、具体的に、こういう案件があって、こういうふうな支援や指導をされたというのがありましたら、参考までに教えていただけたらと思っておりますが、この場でよろしいでしょうか。

【事務局】 虐待防止センターで直接支援をするのは、養護者による虐待のほうになります。窓口として虐待防止センターに、施設や企業、勤めているところの使用者による虐待について、そういったところから通報があり、それを振り分けます。障がい者施設での虐待については、市のほうで直接担当するというのでやっています。それから、企業での使用者による虐待については、一旦市で受けてある程度調査し、県へ報告する形となっています。虐待防止センターでは、養護者による虐待について直接支援をします。施設の支援は、市が実際に事実確認を行って調査に入り、事実が確認されれば、それに基づいて指導していくという形で個別にやっているところです。

【委員】 表の実績を拝見すると出てきていたので、残念というか、あってはならない

ことだろうと思うんですね。県内とか市内でも、こういった件数が出てきていたのかなと少し思ったところでした。しかるべき支援を、窓口につながっていただければなと思います。ありがとうございます。

【会長】 それでは、時間も押していますので、今後も事業の向上に向けて努めていってください。よろしくお願いします。

それでは、報告事項に移ります。

移動支援のアンケートについて。

【事務局】 在宅サービス系の伊藤です。よろしくお願いします。

資料の3をおとりください。

25年度に行いました移動支援のアンケートについて、集計結果はとうにまとまっていたのですが、今回、初めてご報告をするような運びとなっております。申しわけございませんでした。

まず、調査の概要です。

調査の対象者、(2)のところですが、移動支援の支給決定を受けている人のうち、今、サービスを利用している人とサービスを利用していない人に分けて聞いています。また、事業所にも聞いています。

(3)のア、調査の対象の数ですが、身体・知的などの障がいの区分に応じて、支給決定者と未利用者、それぞれ100を無作為抽出とし、100に満たないところについては全数を調査しております。イの事業所数ですが、200のうち利用者の多いほうから30をとっていますので、利用者の数でいくと8割ぐらいになるところです。

2ページ目、3ページ目については、移動支援の現在のサービスの内容をまとめたものがございます。

4ページへお進みください。ここから、集計結果になっていきます。

「外出目的は何ですか」という問いに対する答えが、ここの表でございます。

1番の、外出目的というところに、「問8でガイドヘルパーと答えた人」と書いていますけれども、問8というのは、「外出時に何を使いますか」というもので、その問いにガイドヘルパーと答えた人という意味でございます。そのガイドヘルパーと答えた人が、どの目的に使っているかということです。コメントを下のほうにまとめておりますが、外出目的としては、買い物や食事が多く、それから医療機関への受診となっております。買い物や食事については、ホームヘルプの方でもしてもらえらるというのがありますが、ここで言っ

ているのは、むしろ広い意味での余暇活動、ショッピングを楽しむや外食をするという方での利用方法だろうと思います。

5 ページです。

一月当たりの外出時間について、外出目的をA、Bに分けて尋ねています。Aと区分しているのは、医療機関への受診、役所の手続などで、ほかのサービス、法定サービスでも使えるものです。ホームヘルプでも使えるということです。その他、移動支援独自の外出目的をBとして尋ねています。

まず、必要不可欠でありホームヘルプでも使える外出目的Aについてですが、こちらについては、利用時間が10時間未満のところが圧倒的に多いです。あまり使われていないというか、ほかのサービスでもあるので、こちらの利用時は少ないという集計になります。

6 ページの外出目的Bでは、社会参加や余暇活動などが多くなっており、40時間以上、また30時間から40時間といった高い時間のところに幾らか人が張りついているというような形です。

7 ページ、今度は、事業者に尋ねた分です。7 ページ、8 ページにわたり、同じように外出目的A、Bと尋ねております。こちらのほうが少なく出ますが、それは、一人の利用者が複数の事業所を使っていることによるもので、事業所ごとの単位でいくと、1人当りは少なく出るということになります。

9 ページに行きます。

「移動支援事業を利用してよかったことは何ですか」と尋ね、それに対する答えを多い順に並べたものでございます。ごらんとおりとなっております。

続いて、10 ページをお願いします。

ここからは、未利用者に尋ねているものです。「支給決定を受けているのになぜ使わないのですか」という意味です。知人や家族で事が足りているという方が過半数で、以下ごらんとおりとなっております。気になるのは三つ目です。移動支援では自分の外出したいところに行けないなど、そこら辺は、移動支援の事業内容に問題があるかもしれないというヒントになっているところでございます。

次、11 ページですが、今度は事業者に尋ねた分で、「利用の依頼を断ることがありますか」という質問に対し、「ある」という回答がほとんどでした。直前の依頼でヘルパーの確保ができなかったというのが一番多く、95%がそう答えております。確かに、そもそも直前に依頼する事業ではなく、個別支援計画を立てて実施するものではありませんが、そう

いう依頼があるようです。

次の12ページへお進みください。

「改善してほしいことがありますか」については、「ある」と答えた方が多いです。そして、次の13ページにその内容ですが、「改善してほしいことは何ですか」ということで、最も多いのは、「利用できるサービス内容を増やしてほしい」という①の答えになっております。あらゆる部分で、ここが多くなっております。詳しくは、後でござんください。

15ページまで進みます。

改善してほしいことの優先順位として、今度は事業者に尋ねた分です。同じく「利用できるサービス内容の拡大」というのが多く、次に「報酬単価の見直し」がきております。

16ページです。

「サービス内容を増やしてほしいとは具体的にどうですか」という問いです。実際に使われている方に尋ねています。一番多いのは、「目的地での活動中の利用」です。先ほどの提言の中にもありましたが、これが一番多くなっております。続いて、「車」「宿泊」「通学」などとなっており、5番目に「散歩」というのがきております。

17ページ以降は、外出先での支援をしてほしい、車を利用させてほしいという人の障がい種別ごとの内訳になっております。結構ばらつきがあります。知的障がい者の場合に外出先での支援を求めているたり、車の利用は身体障がい者の要求が高かったり、そういう分析になっております。通学の希望は、障がい児が多く、それが18ページです。

19ページでは、今度は未利用者に尋ねています。行きたいところに行けないから使わないという話がありますが、では、「具体的に何に使いたいですか」ということで、「散歩」というのが一番上にきております。ただ、79が母数ですので。総数は少ないです。以下、20、21ページは、その分析です。

22ページでは、事業者と同じことを尋ねています。「利用できるサービス内容に加えてほしいことは何ですか」という質問です。1番目は一致していきまして、「目的地での活動中の利用」、そして2番目に「散歩」がきています。

表にまとめたのが、23ページになります。未利用者は外して、実利用者と事業者、左の列と右の列で見比べていきますと、共通なのが、「目的地での活動中の利用」、「通園・通学の利用」というところがともに上位にきております。「車」は、実利用者のほうは多いですが、事業者のほうはそこまでないです。「散歩」は、事業者のほうは47%が希望するけれども、利用者のほうは16%です。事業者と利用者とは、少し見方が違っております。

最後に、24ページの今後の動向ですが、これは、このアンケートをまとめた当時のことを書いておりますが、今の時点を申しますと、国に専門のワーキンググループのようなものができておまして、移動支援をそもそも市町村事業ではなく国の事業に持っていったほうがいいのではないかと、通学の介助については文部科学省と調整する、要するに、学校側がすべきなのか市町村がすべきなのかというところの整備がそもそも必要だとか、そういう議論が今行われております。12月をめどに議論の結果がまとまると聞いております。

以上です。

【会長】 今の件について、何か質問等がありますか。

【委員】 今、市町村事業で移動支援が行われておまして、これについては、ほんとうに根幹の整備が必要だと前々からお伝えしています。

今回、それが如実にあらわれていると思います。実際に今利用している方の一番のニーズがはっきり書かれており、目的のところ、活動中の利用をさせてほしいとあります。

少しわかりにくい話かもしれませんが、福岡市の考え方というのは、移動支援だから目的地に行って帰る間の支援なんだということで整理をしています。もちろん、柔軟にはいろいろしていただいている部分もありますし、この数年、移動支援について、いろんな面で改善はしていただいています。ただ、根幹を変えないと大分違ってくるといいます。何でこんなことになっているかという、もともとガイドヘルプというのは、平成15年の支援費制度で移動介護という名前だったと思います。18年の自立支援法では、何と外出介護というサービスでスタートしているのです。そのときに、私たちはみんな喜びました。移動介護という名前から、外出介護というサービス名に変わったから、これは、社会参加として行って帰ってくるまで全部お世話できるのだと、当事者もみんな喜んでいました。なのに、半年後の18年10月、市町村事業になったときに、移動支援という名前になぜか変わったわけです。これで全国中が混乱をして、社会参加の時間を全部見る市町村もあれば、移動だから行って帰る間だという市町村もあるというふうになってしまいました。

国の文書を見ると、確かにどっちつかずで書いてあります。社会参加のためのサービスですと書いてあるのもあれば、移動かな、行き帰りかなというふうにとれるのもあり、非常に解釈が難しいところがあります。はっきりとは国も言っておらず、市町村事業ということもあり、分かれているところがあります。

介護保険にはない障がい福祉は、そもそも完全参加と平等というのが根幹ですから、ガイドヘルプが障がい福祉の看板であるべきだと思います。そういう意味で、やっぱり移動の保障というのはちゃんと整理する必要があると思っています。ましてや、今見てわかるように、知的障がい者が一番ニーズを挙げているというのは当然です。目的地まで連れていかれて、そこで一人では何もできないというのは必然的なことでして、やはり行って帰ってくるまで、ちゃんと活動ができるようなお世話をするべきではなからうかと思っています。

決して今の支給量を増やしてというのではなく、それは次の段階でいいと思っています。極端に言えば、今最大40時間ですけれど、そのうちの20時間は自由に使っていいよとか、そういうふうなところからでも、喜ばれる方は多いと思います。

ですから、そもそもの移動支援のあり方から整理をしていく必要があるのではないかと考えています。

【事務局】 今回の各論の中でも、大きなテーマになろうかと思っています。もちろん、財源とセットの話になりますけれども、検討の材料としては、もちろん伺います。

【会長】 ありがとうございます。

これは、大事なことです。

ほかに何かありませんか。

【委員】 今のお話と通じることですが、移動支援が地域のお金ではなく国からとか、また12月でお話が変わるということですが、今現時点の話で、療育手帳AとBの差があります。それは、もう皆さん御承知のことと思いますが、知的障がいBということで軽いと言われていますが、軽い人だからこそ、ガイドヘルプが必要な場合があります。例えば、一人で出て行けるものですから、一人で出て行って知らない人についていくとかキャッチセールスに遭うとか、軽い人だからこそ必要なガイドヘルプということもあります。いつも、先ほどの支給量の問題になりますが、私たち会員の中では、月2回でもいいのでガイドヘルプの利用をさせてもらいたいという話もあります。ですから、そこら辺も考えていただけたらなと思います。

【事務局】 ご意見として承ります。

【副会長】 濃厚な医療的ケアが必要な方が、病院受診するときも、なかなか使いにくい、実際には、保護者であるお父さんやお母さんが二人で自家用車で連れていく以外にないというようなところもありますので、より使いやすい制度にしていいただければと思いま

す。

【会長】 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 また検討をよろしく願いいたします。

では、次に移ります。

【事務局】 続きまして、資料の4をお開きください。

前回の会議でざっと説明した内容の続き、進捗状況の報告という形になります。

1番目、法の概要で、次のページから資料をつけておりますが、本日は説明を省略させていただきます。

2番も変更ございません。

3番のところで、福岡市が今年度取り組むべきことを三つ掲げておりました。

一つ目が、まず対応要領の件で、全庁横断的な組織を編成するという話をしておりましたが、6月10日に推進本部を設置いたしまして、説明会などを開きつつ順次進めているところでございます。

二つ目の相談体制についても、まだ進展はないのですが、既存の機関のどこにこの機能を持たせるのか、それを今後予算編成の中で検討していくこととなります。障がい者110番や、虐待のほうで行っている電話の相談など、そういったところが候補かなど、まだ決まっていませんが、検討しているところです。

三つ目の地域協議会です。差別解消支援地域協議会というのを設置する努力義務があるわけですが、設置する方向で検討しております。国の事業でアドバイザー派遣事業というのがありますが、内閣府にお願いして、その中に一応入れていただくことになりました。いつ来るかまではまだ連絡が来ておりませんが、内閣府の方が来られて、地域の支援のどの辺を活用しようかというアドバイスをいただける予定となっております。

以上です。

【会長】 今の3点について、何かご意見やご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 それでは、その他、協議会のスケジュールについて、よろしく願いします。

【事務局】 障がい者在宅支援課相談支援係の山田と申します。

27年度のスケジュールについてご説明させていただきます。

お手元の資料の5をごらんください。

平成27年度の障がい者等地域生活支援協議会のスケジュール（案）をお示しさせていただいておりますが、今年度は、既に、4月から相談支援部会が設置されておりまして、6回の協議を行っております。

それから、区部会については、今年度は2カ月に1回程度開催をする予定としておりまして、取り組みの内容としましては、事例検討、地域課題の整理、ネットワークの構築、これは、特定相談支援事業所なども含めたネットワークの構築に取り組む予定としております。

事務局合同会議については、3カ月に1回程度で開催する予定としております。区部会から提出された事例の検討、地域課題の検討等について取り組みます。

それから、協議会ですが、本日、第1回目の協議会を開催させていただきました。保健福祉総合計画に対する意見書について等を協議していただきましたけれども、今後の予定としましては、平成28年の1月から3月の間に、第2回目の協議会を開催させていただきたいと考えております。第2回目の協議会の中で、保健福祉総合計画の進捗状況や、区部会で取り組んでいるネットワークの構築の状況、地域課題について報告等をさせていただきたいと考えております。

また、触法障がい者の支援の件については、先ほど、末松委員からも、お話がございましたが、区部会や事務局合同会議では、既に、触法障がい者に対する支援についての検討も行われていたところです。また、今年度に入りまして、福岡県の弁護士会から、触法障がい者の支援について、司法と福祉と行政と連携して取り組みたいという申し入れもあっておりますので、今後、司法と行政と福祉と連携して支援をしていくという取り組みについて検討を進めていきたいと考えております。

それに伴って、第2回目の協議会においては、触法障がい者に対する支援のあり方等に関して、協議会としての意見の取りまとめ方法などについて検討していただきたいと考えております。

それから、最後に、資料の真ん中に横線で引っ張ってあると思いますが、委員の皆様の任期についてです。現在就任していただいている委員の皆様の任期が、今年の8月30日までとなっておりますので、委員の改選手続を、7月から8月にかけて行う予定としております。よろしく願いいたします。

説明については、以上です。

【会長】 今の説明で何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 では、続いて、委員の改選手続について一緒をお願いします。

【事務局】 事務局より、説明をいたします。

先ほど申し上げたとおり、平成27年8月30日で今の委員の皆様の任期が満了いたしますので、改選の手続に関する書類の入った封筒を、本日、机の上に置かせていただいております。お手数をおかけいたしますが、書類をお持ち帰りの上、提出期限までにご提出をよろしくお願いいたします。

また、このたび、福岡人権擁護委員協議会から、障がい者等地域生活支援協議会の委員に就任したいとの申し出がございました。要綱第3条に掲げます権利擁護関係者に該当し、事務局といたしましても、委員に就任していただきたいと考えておりますので、今回の委員改選にあわせまして、福岡人権擁護委員協議会からも委員に就任いただく予定とさせていただきます。この件につきまして、ご報告をさせていただきます。

以上で、説明を終わります。

【会長】 今の件で、何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 特にないようですので、本日の議事と報告、その他を終了いたします。

事務局へお返しいたします。

【事務局】 野口会長、ありがとうございました。委員の皆様にも貴重なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

次回の協議会の開催は、先ほどご説明させていただいたとおり、来年1月から3月の間に開催したいと考えております。また、開催が近づいてまいりましたら、事務局から日程を調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、平成27年度第1回福岡市障がい者等地域生活支援協議会を閉会させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

— 了 —